

令和7年度 東中地区森林境界明確化業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

令和7年9月29日
東中地区森林の集約化促進協議会

令和7年度 東中地区森林境界明確化業務(以下、「本業務」という。)を実施するに当たり、応募者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を定める。

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度 東中地区森林境界明確化業務

(2) 業務目的

公図未整備地区で且つ森林の所有構造が小規模・分散した状態で、森林所有者の不在村化や世代交代により森林の境界が不明瞭となっている「東中地区」において、既存の航空レーザ計測データ等を活用して森林境界の明確化を図り、森林整備の集約化に資することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「令和7年度 東中地区森林境界明確化業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年1月30日まで

2 提案上限額

16,500,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更正手続開始の申立てをされた者

- ウ 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てをされた者
 - エ 会社法(平成17年法律第86号)第475条又は第644条の規定に基づく精算の開始の申立てをされた者
- (3) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。
 - (4) 新潟県の県税及び新潟県内の市町村税の納税義務を有する者にあつては、当該県税及び市町村税の未納がない者であること。
 - (5) 本件のプロポーザル参加表明書提出日において、新潟県及び新潟県内の市町村から森林・林業に関する業務について指名停止措置を受けていない者であること。
 - (6) 令和7年度新潟県建設コンサルタント等入札参加資格者名簿に登録された者で、建設コンサルタント業務のうち業務区分建設コンサルタントの森林土木(入札参加業種及び登録規程により登録を受けている者)及び、業務区分測量業務の航空測量(入札参加業種)であること。
 - (7) 技術士法第32条に規定する技術士の資格及び高度な技術と実務経験を有する者を管理技術者として配置できること。
 - (8) 測量法第49条に規定する測量士の資格を有する者を照査技術者として配置できること。
 - (9) 測量法第49条に規定する測量士又は測量士補の資格を有する者を担当技術者として配置できること。
 - (10) 過去5年間に、航空レーザデータを活用した森林境界明確化関連業務の受注実績を有する者であること。
 - (11) 新潟県内に本店、支店、営業所等のいずれかを有する者であること。

4 質問書の提出

本業務に対する質問は、質問の趣旨及び内容を記載の上、電子メールで提出すること。

(1) 提出様式

様式1「質問書」

(2) 提出期限

令和7年10月3日(金)17時まで(必着)

(3) 提出先

ぬながわ森林組合(東中地区森林の集約化促進協議会事務局)

〒941-0052 新潟県糸魚川市南押上2丁目13番6号

TEL:025-552-1533

FAX:025-553-2293

E-mail:sinrin@alto.ocn.ne.jp

(4) 提出方法

電子メールで提出すること。

なお、提出した場合は、期限内に提出先に受信を確認すること。

(5) 回答日

令和7年10月8日(水)17時までに企画提案者に電子メールで通知する。

なお、質問に対する回答は、実施要領及び仕様書等の追加又は修正と見なすものとする。

5 参加表明書の提出

次の参加表明書等の提出により、本プロポーザルへの参加を申し込むものとする。

(1) 提出様式

ア 様式2「参加表明書」

イ 様式3「企業概要」

ウ 様式4「業務受注実績等」

エ 様式5「配置予定技術者」

(2) 提出期限

令和7年10月14日(火)17時まで(必着)

(3) 提出先

4(3)に同じとする。

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便(宅配便可)によること。

※参加表明書等を郵送提出した場合は、提出期限までに提出先に到着を確認すること。

6 企画提案書の提出者(以下、「企画提案者」という。)の選定

(1) 審査

5に基づき提出された参加表明書等は、3に規定する参加資格要件に従って審査する。

(2) 審査結果の通知

審査結果を令和7年10月16日(木)までに、企画提案者に電子メールで通知する。

(3) 非選定理由の説明

ア 非選定の者に対しては、上記(2)の通知の際に、その理由を付して通知する。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知の日から起算して10日以内に、電子メールにより、東中地区森林の集約化促進協議会長(以下、「協議会長」という。)に非選定理由の説明を求めることができる。なお、様式は任意とする。

ウ 協議会長は非選定理由の説明を求められたときは、電子メールを受理した日から起算して10日以内に電子メールにより回答する。

エ 非選定理由の説明請求先は、4(3)に同じとする。

7 企画提案書の提出

(1) 提出様式

- ア 企画提案書提出届(様式6)
- イ 企画提案書(様式7)
- ウ 提案見積書(様式8)

(2) 提出期限

令和7年10月22日(水)17時まで(必着)

(3) 提出先

4(3)に同じとする。

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便(宅配便可)によること。

※企画提案書等を郵送提出した場合は、提出期限内に、提出先に到着を確認すること。

(5) 提出部数

正本1部、副本3部、副本の原稿(PDF形式、CD-R格納)

(6) 留意事項

- ア 企画提案者一者につき一提案に限る。
- イ 企画提案者の間に、次のいずれかに該当する関係がある場合は、最優秀提案者として特定しない。
 - (ア) 企画提案者の社長、取締役等が他の企画提案者の議決権(会社の株主または総社員の議決権の4分の1を超える議決権をいう。以下同じ。)を保有しているとき。
 - (イ) 企画提案者の社長、取締役等と他の企画提案者の社長、取締役等が同一の会社の議決権を保有しているとき。
 - (ウ) 企画提案者の取締役(会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項又は会社更生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。)が他の企画提案者の取締役を兼ねているとき。
 - (エ) 企画提案者の取締役と他の企画提案者の取締役が同一の会社の取締役を兼ねているとき。
 - (オ) 上記(ア)～(エ)に掲げる場合に準ずる場合で、発注者が認めるものに該当するとき。

ウ 企画提案書(様式7)の記載にあたっては以下の点に留意すること。

- (ア) 用紙サイズは、A4版とすること。
- (イ) フォントサイズは、10.5ポイント以上とすること。
- (ウ) 概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真等の使用を認めるが、これら図表等を含め、全体で10頁以内で作成すること。

- エ 提案見積書(様式8)の記載にあたっては以下の点に留意すること。
- (ア) 提案見積額の内訳明細書(任意様式)も同時に作成し、添付すること。
 - (イ) 2に規定する提案上限額を上回る提案見積額の場合は、評価しない。

8 企画提案書に関するヒアリング

(1) 日時

令和7年10月28日(火)

(2) 開催形式

WEB(Zoom)

(3) 実施内容

プレゼンテーションによる。

(4) その他留意事項

- ア プレゼンテーションにおける企画提案書への資料の追加提示は、認めない。
- イ 詳細については、別途、参加者へ通知する。
- ウ プレゼンテーションは、本業務に携わる技術者(管理技術者、照査技術者、担当技術者に限る)が行うものとする。

9 契約候補者の選考

(1) 選考方法

企画提案書を次の企画提案書評価基準に基づいて評価採点し、最も高い評価を得た1者を業務の契約候補者として特定する。

なお、最も高い評価を得た企画提案者が複数生じた場合は、提案見積額が廉価であった者を契約候補者とし、更に提案見積額が同額の場合は、評価・採点する者による投票で特定する。

<企画提案書評価基準>

評価項目	評価事項		評価の視点
業務実績 (30点)	企業の実績 (15点)	同種業務の実績 (10点)	当該業務の内容に近い業務の受注実績があるか。
		新潟県内の業務実績 (5点)	新潟県内において森林・林業関係業務の受注実績があるか。
	配置予定技術者の実績 (15点)	管理技術者の同種業務の実績 (5点)	当該業務の内容に近い業務の受注実績があるか。

		照査技術者の 同種業務の実績 (5点)	当該業務の内容に近い業務 の受注実績があるか。
		担当技術者の 同種業務の実績 (5点)	当該業務の内容に近い業務 の受注実績があるか。
業務に対 する意欲 (10点)	専門技術力、コミュニケーション力、取組 姿勢の妥当性		専門技術力、コミュニケーショ ン力、取組姿勢(技術者動員 計画等)が、当該業務を実施 する上で妥当であるか。
実施方針 (25点)	目的、条件、内容の理解及び手順や業務 量の把握の妥当性		技術提案が優れているか。ま た、実施計画は技術提案に沿 った計画となっているか。
実施体制 (10点)	県内産業の育成や技術発展に対する配慮		業務の実施体制において、地 域人材の活用や地元企業と の共同実施等の体制がとられ ているか。
企画提案 の内容 (125点)	技術提案の的確性 (15点)		技術提案を求める具体的な内 容についての的確な提案となっ ているか。
	技術提案の個別 審査 (110点)	公図合成図の作成 (30点)	貸与されるデータをもとに、航 測法による森林境界明確化の 精度向上を行う手法に実現性 があるか。
		現地調査の手法 (25点)	現地調査と地元精通者ヒアリ ングの手法が妥当であるか。
		森林境界推測の手法 (25点)	貸与されるリモートセンシング データによる森林境界の判読 例が妥当であるか。 ※異なる基図を作成する場合 には微地形表現図と林相識 別図のサンプルを示すこと
	その他(30点)	その他、本業務にとって有益 な提案がなされているか。	
計 200 点			

(2) 選考結果の通知

選考結果について、令和7年10月31日(金)までに、電子メールで通知する。

(3) 非特定理由の説明

- ア 非特定の者に対しては、上記(2)の通知の際に、その理由を付して通知する。
- イ 上記アの通知を受けた者は、通知の日から起算して10日以内に、電子メールにより、協議会長に非特定理由について説明を求めることができる。
- ウ 協議会長は、非特定理由の説明を求められたときは、電子メールを受理した日から起算して10日以内に電子メールにより回答する。
- エ 非特定理由の説明請求先は4(3)に同じとする。

10 契約の締結等

(1) 契約の相手方

発注者は、契約候補者として特定された者と速やかに契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、仕様書及び企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容変更の協議も含む。

なお、協議が不調のときは、企画提案の評価により順位付けられた上位の企画提案者から順に契約締結の協議を行う。

(2) 契約金額

上記(1)により協議を行う者から見積書を徴し、予算の範囲内において決定する。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 契約者が保険会社との間に発注者を被保険者とする「履行保証保険契約」を締結し、当該「保険証券」を提出したとき。
- イ 過去2年間に国又は地方公共団体と同種かつ規模が同等以上である契約を2回以上締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 委託費の支払

- ア 委託費は、全額精算払とする。
- イ 委託費の支払に係る振込手数料は受注者が負担するものとする。

11 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに本業務の再委託を行ってはならない。
- (2) 発注者は、再委託する業務に本業務の主たる部分が含まれている場合は再委託を承認しない。

- (3) (1)の承認により受注者が第三者に再委託を行う場合は、受注者は、再委託先に契約書に基づく一切の義務を遵守させるものとする。
- (4) 受注者は、再委託先の行為について、全責任を負うものとする。

12 その他

- (1) 企画提案書の作成、プレゼンテーション等本企画提案に要する費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、企画提案者に無断で本業務以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明の目的に使用することができる。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とする。
- (6) 企画提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることについて、発注者の承認を得なければならない。
- (7) 本公募型プロポーザルのスケジュール
 - 令和7年9月29日(月) 募集開始
 - 令和7年10月3日(金) 質問書の提出締め切り(17時まで)
 - 令和7年10月8日(水) 質問書への回答(17時までに行う)
 - 令和7年10月14日(火) 参加表明書等の提出締め切り(17時まで)
 - 令和7年10月16日(木) 企画提案者選定結果の通知
 - 令和7年10月22日(水) 企画提案書等の提出締め切り(17時まで)
 - 令和7年10月28日(火) 企画提案書等のヒアリング審査
 - 令和7年10月31日(金) 選定結果の通知